

熊本県庁行政棟広告掲出事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、熊本県広告活用事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、熊本県庁行政棟における広告活用事業の実施方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の掲出場所及び規格等）

第2条 広告を掲出する場所、広告の種類、規格、枠数、位置及び広告掲出料は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定による広告を掲出する場所のうち、男子トイレ個室、女子トイレ個室、男子トイレ壁面における、本館2階から本館13階までのフロアの組合せは、当該組合せごとの職員数が同程度となるように設定するものとし、必要に応じて年度毎に見直すものとする。

ただし、年度当初の募集で決定した当該組合せ、枠数及び広告掲出料は、年度の途中で変更はしないものとする。

- 3 第1項の規定による広告を掲出する場所のうち、大小異なる規格が併存する場所では、大きな規格を優先し、小さな規格は第4条第2項の規定による随時募集でのみ募集を行うものとする。

（広告の掲出期間）

第3条 広告を掲出する期間は、原則として1年度とする。

ただし、第4条第2項の規定による随時募集を行う場合の広告掲出期間は、1か月以上とする。

なお、広告掲出の開始日及び終了日は、原則として開庁日とする。

- 2 前項ただし書の場合において、広告掲出料は広告掲出の開始日から算定し、広告掲出の期間に1か月未満の端数がある場合、端数にあたる日数に限り、当該日数を含む月の現日数から県の休日を差し引いた日数を基礎とし日割計算した額とする。その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

（広告の募集）

第4条 広告の募集は、県のホームページ等により行う。

- 2 前項の規定による募集は、広告の枠を新たに設定したとき、または広告の枠に空きが生じたときに随時行うことができるものとする。

（広告の申込み）

第5条 広告の掲出を希望する者（以下「申込者」という。）は、「熊本県庁行政棟広告掲出申込書」により、県が指定する日までに、県に広告掲出を申し込むものとする。

（広告掲出の決定）

第6条 県は、前条の規定により申込みのあった広告について、広告内容について審査し、広告掲出の可否を決定する。

- 2 前項の規定による審査の結果、同一の掲出場所に上限枠（別途指定）以上の申込みがあった場合は、同一の掲出場所における申込枠数が多いものから優先し、掲出広告を決定する。
- 3 前項の規定により順位の優劣を判断することができないときは、県において抽選により掲出広告を決定する。なお、抽選は公開とし、その結果は開示する。また、随時募集を行う場合は、先着順とし、申込順に審査を行い、掲出広告の可否を決定する。
- 4 県は、前各項の規定により掲出する広告を決定したときは、「熊本県庁行政棟広告掲出決定通知書」または「熊本県庁行政棟広告不掲出決定通知書」により、当該申込者に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 前条の規定により広告掲出の決定を受けた申込者は、熊本県庁行政棟広告掲出契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の規定により締結した契約内容は開示する。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 契約を締結した申込者（広告主及び広告掲出取扱事業者。以下、「広告主等」という。）は、広告を作成し、県が指定する日までに、県が指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主等が負担するものとする。

3 県は、第1項の規定により提出された広告の内容が要綱の規定に反すると判断した場合は、広告主等に対して修正を求めることができる。

（広告掲出の方法）

第9条 県は、前条の規定により広告主等から提出された広告を、原則として広告掲出開始日の前日（閉庁日に当たる場合にあっては、閉庁日の前日とする。）の13時00分から17時00分までの間に掲出するものとする。

2 県は、前項の規定により掲出した広告を、原則として広告掲出終了日の9時00分から12時00分までの間に撤去するものとする。

3 県は、広告の数量、掲出場所の状況に応じて、広告主等に掲出及び撤去を指示することができる。

（広告内容の是正）

第10条 県は、広告掲出後も必要に応じて、広告主等に対し内容の是正を求めることができる。

（広告掲出の取消し）

第11条 県は、次の各号に該当する場合には、直ちに広告の掲出を取り消すことができる。

（1）広告掲出後に要綱第3条に抵触することとなったとき

（2）第10条に規定する是正が行われないうとき

（3）前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるとき

（広告掲出の取下げ）

第12条 広告主等は、自己の都合により、掲出中あるいは掲出予定の広告掲出を取り下げることができる。

2 広告主等は、前項の規定により、広告掲出を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。

（広告掲出料の返還）

第13条 広告掲出の取消し、または取下げを行った場合、既に納付された広告掲出料は、返還しない。

（広告の変更）

第14条 広告主等は、広告の掲出期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主等は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議するものとし、第8条第1項及び第2項の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告の修正については、第8条第3項の規定を準用するものとする。

（広告主等の責務）

第15条 広告主等は、表示する広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うもの

とし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主等は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第16条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主等双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成21年3月11日から施行する。

この要領は、平成22年2月17日から施行する。

この要領は、平成24年1月24日から施行する。

この要領は、平成26年1月10日から施行する。

この要領は、平成29年2月16日から施行する。

この要領は、平成29年10月16日から施行する。

この要領は、平成31年2月12日から施行する。

この要領は、令和元年12月20日から施行する。

1 この要領は、令和2年2月14日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の広告掲出について適用し、同日前の広告掲出については、なお従前の例による。

この要領は、令和5年3月15日から施行する。

この要領は、令和5年7月7日から施行する。

この要領は、令和5年11月30日から施行する。

1 この要領は、令和6年11月29日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後の広告掲出について適用し、同日前の広告掲出については、なお従前の例による。

この要領は、令和7年7月2日から施行する。

1 この要領は、令和7年11月17日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後の広告掲出について適用し、同日前の広告掲出については、なお従前の例による。

別表

場 所		種類・規格	枠 数	1 枠/1セットあたり 月額料金(円) (消費税及び地方消費税含む)	位 置
ロビー	本館 1 階	ポスター A 0 判・縦	2 枠	1 3, 2 0 0	県が 指定する位置
大会議室前 ホール	本館地下 1 階	ポスター A 0 判・縦	4 枠	1 1, 0 0 0	
エレベーター ホール	本館 1 階	ポスター B 2 判・縦	1 0 枠	1 3, 2 0 0	
	本館地下 1 階	ポスター A 0 判・横	4 枠	8, 8 0 0	
		ポスター B 2 判・縦	8 枠	6, 6 0 0	
	本館 2 階	ポスター A 0 判・横	4 枠	6, 6 0 0	
		ポスター B 2 判・縦	8 枠	4, 4 0 0	
エレベーター内	本館	ポスター B 2 判・縦	6 枠	8, 8 0 0	
	新館	ポスター B 2 判・縦	4 枠	6, 6 0 0	
トイレ壁面 (洗面台横)	本館 1 階 男子トイレ	ポスター B 2 判・縦	2 枠	2, 2 0 0	
	本館 1 階 女子トイレ	ポスター B 2 判・縦	2 枠	2, 2 0 0	
	本館地下 1 階 男子トイレ	ポスター B 2 判・縦	2 枠	2, 2 0 0	
	本館地下 1 階 女子トイレ	ポスター B 2 判・縦	2 枠	2, 2 0 0	
男子トイレ個室 (内側)	本館 1 階 3 枠 地下 1 階 5 枠	A 4 判・縦横	1 セット (8 枠)	4, 4 0 0	
	新館 1 階 3 枠 新館地下 1 階 3 枠	A 4 判・縦横	1 セット (6 枠)	3, 3 0 0	
	本館 2 ～ 1 3 階 (うち 県が指定する 3 ～ 4 階 層) 各階 3 枠	A 4 判・縦横	3 セット (9 ～ 12 枠)	3, 6 3 0	
女子トイレ個室 (内側)	本館 1 階 4 枠 本館地下 1 階 5 枠	A 4 判・縦横	1 セット (9 枠)	4, 9 5 0	
	新館 1 階 4 枠 新館地下 1 階 4 枠	A 4 判・縦横	1 セット (8 枠)	4, 4 0 0	
	本館 2 ～ 1 3 階 (うち 県が指定する 3 ～ 4 階 層) 各階 3 枠	A 4 判・縦横	3 セット (9 ～ 12 枠)	3, 6 3 0	
男子トイレ壁面 (小便器上部)	本館 1 階 5 枠 本館地下 1 階 7 枠	A 4 判・縦横	1 セット (12 枠)	6, 6 0 0	
	新館 1 階 4 枠 新館地下 1 階 4 枠	A 4 判・縦横	1 セット (8 枠)	4, 4 0 0	
	本館 2 ～ 1 3 階 (うち 県が指定する 3 ～ 4 階 層) 各階 4 枠	A 4 判・縦横	3 セット (12 ～ 16 枠)	4, 8 4 0	
男女トイレ個室・壁面 (小便器上部)	防災センター 1 階 8 枠	A 4 判・縦横	1 セット (8 枠)	3, 3 0 0	